

令和 6 年度山陽小野田市介護給付適正化に係る留意事項

1. 施設入所の際、実際に住んでいない住所に住民票を移したケースについて

ケアマネジャーは、施設住所に住民票を移すと考えていたが、家族が既に親族の住所に住民票を変更していた事例があったことから、市外の施設入所により転出する際は、事前にケアマネジャーからも説明し、理解を得た上で手続きしていただけるよう改めて周知する。また、ケアマネジャーから、実際に住まないところに住民票を移すことについて提案しないことについても周知を徹底する。

2. 居宅介護支援事業所と同じ法人内の事業所で複数のサービスを利用しているケースについて

ケアマネジャーの事業所と同一法人内でサービスを利用しなければならないと思っている家族もおられることも踏まえ、サービス利用に関する丁寧な説明を行うとともに、ケアマネジメントにおける公正中立性の確保について改めて周知する。

その他（報告）

山陽小野田市独自でケアプラン提出を求めているケースについての協議

本市独自でケアプラン提出を求めているケースの取扱いについて見直し案を提案したところ、委員より専門的な立場からさまざまなご意見をいただいた。これらの意見を踏まえ、今後、適正なプランであることの確認を行いながらもケアマネジャーの負担軽減も図れるような形で実施できるよう、協議を行うこととしている。取扱いについては、市のガイドライン作成後に改めて周知する予定である。